の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域」を「認定特定復興再生拠点区域等（同項に規定する認定特定復興再生拠点区域等」に、「認定特定復興再生拠点区域」を「認定特定復興再生拠点区域等」に改め、同条第三項中「認定特定復興再生拠点区域（」を「認定特定復興再生拠点区域等（」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域」を「認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物（認定特定復興再生拠点区域」に改め、同条第四項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の二十三第三項」に改め、第三章第二節第二款中同条を第十七条の二十三とする。

第十七条の十六第一項中「限る。）」の下に「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第十七条の九第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十七条の十六第一項」を「第十七条の二十二第一項」に改め、同条を第十七条の二十二とする。

第十七条の十五第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十五第一項」を「第十七条の二十一第一項」に改め、同条を第十七条の二十一とする。

第十七条の十四第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十四第一項」を「第十七条の二十第一項」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の十三第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十九第一項」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の十二第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十八第一項」に改め、同条を第十七条の十八とする。

第十七条の十一第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域を」を「認定特定復興再生拠点区域等を」に、「第十七条の二十第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を第十七条の十七とする。

第十七条の十第一項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定帰還居住区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の十第一項」を「第十七条の十六第一項」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の九第一項中「に基づいて」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（次条から第十七条の二十一までにおいて「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。）に基づいて」に、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の九第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、同条を第十七条の十五とする。

第十七条の八第一項中「次条から第十七条の十五まで」を「次条第一項」に改め、「同じ。）」の下に「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第十七条の九第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）」を加え、「認定特定復興再生拠点区域の」を「認定特定復興再生拠点区域等の」に改め、同条第二項中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の七第一項中「（第十七条の二第六項の認定（第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。）」及び「及び第五項」を削り、「に基づいて」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第十七条の九第六項の認定（同条第九項において準用する第十七条の四第一項の変更の認定を含む。）を受けた特定帰還居住区域復興再生計画をいう。以下同じ。）（第十七条の九第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。第三項において同じ。）に基づいて」に、「の復興」を「又は認定特定帰還居住区域（認定特定帰還居住区域復興再生計画に記載された特定帰還居住区域をいう。以下同じ。）の復興」に改め、同条第三項中「に基づいて」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第五項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。）に基づいて」に、「の復興」を「又は認定特定帰還居住区域（以下「認定特定復興再生拠点区域等」という。）の復興」に改め、同条第四項中「第十七条の七第三項」を「第十七条の十三第三項」に改め、同条第五項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、「それぞれ」を削り、同条第六項中「認定特定復興再生拠点区域」を「認定特定復興再生拠点区域等」に改め、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の六の見出しを「（特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画等の作成等をしない場合にとるべき措置）」に改め、同条中「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「前条の規定による特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「当該特定復興再生拠点区域復興再生計画提案」を「当該特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案」に改め、第三章第二節第一款中同条を第十七条の十二とする。

第十七条の五の見出し中「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案」に改め、同条中「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案が」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案が」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画（特定復興再生拠点区域復興再生計画提案に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「前条第一項」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次条において同じ。）」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「当該特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「当該特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条を第十七条の十一とする。

第十七条の四の見出し中「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条第一項中「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「の作成」を「又は特定帰還居住区域復興再生計画（以下この条から第十七条の十二までにおいて「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）の作成」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等の素案」に改め、同条第二項中「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等の素案」に、「に基づく」を「（第七条第二項第三号又は第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づく」に改め、同条を第十七条の十とする。

第十七条の三の次に次の六条を加える。

（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更）

第十七条の四　第十七条の二第六項の認定を受けた特定避難指示区域市町村の長は、当該認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）の変更（復興庁令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2　第十七条の二第四項から第八項まで及び前条の規定は、前項の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について準用する。